

小さな拠点・地域運営組織の 形成に関する事業・制度について

目次

- ◎ 集落ネットワーク圏の形成に向けた取組全体に関わる仕組み・・・P1
- ◎ 地域での話し合いや活動をサポートする人材を活用するには・・・P2
- ◎ 地域での話し合いやワークショップに専門家を派遣するには・・・P3
- ◎ 地域運営組織の設立に向けた検討を牽引するリーダー的人材を育成するには・・・P5
- ◎ 活動の立ち上げを幅広く支援するには・・・P7
- ◎ 地域運営組織の活動拠点を つくるには・・・P8
- ◎ 地域運営組織の新たな特産品開発や都市との交流活動を支援するには・・・P9
- ◎ 試行的な取組からコミュニティビジネスの展開を図るには・・・P9
- ◎ コミュニティビジネスの立ち上げを支援するには・・・P10
- ◎ 移住コーディネーターを配置し、「人が人を呼び、つながる」仕組みをつくるには・・・P10
- ◎ 関係省庁の主な支援制度一覧及び概要・・・P11

◎集落ネットワーク圏の形成に向けた取組全体に関わる仕組み

地域運営組織の持続的な運営等に必要な費用に対する地方財政措置		総務省 地域振興室	
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりとして、地域運営組織の持続的な運営等に必要な費用を地方財政計画に計上。【市町村】 <ol style="list-style-type: none"> 地域運営組織の運営支援のための経費 地域の生活やくらしを守るための組織である地域運営組織が持続可能な活動を継続できるよう、地域運営組織の運営に係る所要の経費を計上。 高齢者等のくらしを守る経費 地域における住民同士の支え合いによる高齢者支援の取組（高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達・配給食等）に係る所要の経費に計上。 地域運営組織の運営体制強化のため、生活サービス関連事業の起業等に係る経費を地方財政計画に計上。（令和元年度から特別交付税措置）【都道府県及び市町村】 			
対象地域	全国	実施主体	都道府県、市町村
関連URL	—		

過疎対策事業債		総務省 財務調査課	
<ul style="list-style-type: none"> 過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）による過疎地域の市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債であり、ハード事業のほか、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業にも活用可能。 集落ネットワーク圏の形成に関連する取組例としては以下のようなソフト事業への過疎対策事業債の活用が考えられる。 			
集落の維持及び活性化	集落ネットワーク圏の形成に向けた集落点検や集落課題の話し合いの実施、地域運営組織の事務局をサポートする人材の設置、移住アドバイザー等の設置など		
生活交通の確保	地域運営組織が運行するコミュニティバスやデマンドバス等への補助など		
産業の振興	地域運営組織が中心となって行う地場製品のブランド化や新たな特産品の開発、6次産業化の取組への支援、コミュニティビジネスの起業支援など		
<ul style="list-style-type: none"> 元利償還金の70%を普通交付税の基準財政需要額に算入。 			
対象地域	過疎地域	実施主体	市町村
関連URL	—		

◎地域での話し合いや活動をサポートする人材を活用するには

地域おこし協力隊		総務省 地域自立応援課	
<ul style="list-style-type: none"> ● 都市地域から過疎地域等に移住して、一定期間（概ね1年以上3年以下）、地場産品の開発や農林水産業への従事等の地域協力活動を行い、その地域への定住・定着を図る取組に対して、特別交付税措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費…隊員1人あたり400万円上限 （報償費等200万円※、その他の経費(活動旅費、消耗品費、事務的経費、研修経費等)200万円) ※隊員のスキルや地理的条件を考慮した上で、最大250万円まで支給可能（隊員1人あたり400万円の上限は変更なし）。 ② 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費…最終年次又は任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者1人あたり100万円上限 ③-1 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費…1団体あたり200万円上限 ③-2 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費…1団体あたり100万円上限 			
対象地域	過疎地域等	実施主体	都道府県、市町村
関連URL	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html		

集落支援員		総務省 過疎対策室	
<ul style="list-style-type: none"> ● 集落の事情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、市町村職員と連携し、集落の巡回、状況把握等に従事する取組に対して特別交付税措置を講じる。 ● 対象経費…集落支援員の設置に要する経費・集落点検の実施に要する経費・集落における話し合いの実施に要する経費 （専任1人あたり350万円、兼任1人あたり40万円上限） 			
対象地域	全国	実施主体	都道府県、市町村
関連URL	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_03000070.html		

◎外部人材リスト

地域人材ネット（総務省）	http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/
地域活性化伝道師（内閣府）	http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/ouentai.html
農山漁村活性化人材支援バンク（農林水産省）	http://www.keieiken.co.jp/nousonjb/information/
6次産業化の支援人材情報（農林水産省）	http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/jinzai/index.html
地域再生マネージャー（（一財）地域総合整備財団（ふるさと財団））	http://www.furusato-zaidan.or.jp/chiiki/mgr-50on.html
地域力創造人材データベース（（一財）地域活性化センター）	https://www.jcrd.jp/index.php?option=com_content&view=article&id=141&Itemid=593

◎地域での話し合いやワークショップに専門家を派遣するには

外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度		総務省 人材力活性化・連携交流室	
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置を講じる。 ● 市町村が、外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上※¹招へいし、地域活性化の取組を実施する場合であって、外部専門家及び外部専門家の活動を支援する者※²に対する旅費・謝金（報償費）※³、ワークショップ等に係る経費※⁴を対象とする。 ● 1市町村あたり、以下に示す額を上限額※⁵として、任意の3年間を支援する（1市町村につき1回に限る）。 <ul style="list-style-type: none"> ① 民間専門家等活用...560万円 ② 先進自治体職員（組織）活用...240万円 <p>※1：日帰りの場合は1回あたり6時間程度を確保すること。 ※2：地域人材ネット登録者もしくは外部専門家に準ずる指導を行うことができる者。 ※3：先進自治体職員の場合、旅費のみを対象とする。 ※4：印刷費、車両・会場借上費に限る。 ※5：対象経費に財政力補正をかけて算定。</p>			
対象地域	定住自立圏を実施する市町村、条件不利地域を有する市町村	実施主体	市町村
関連URL	http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html		

地域再生マネージャー事業		(一財)地域総合整備財団(ふるさと財団)	
<ul style="list-style-type: none"> ● 市区町村が地域再生に取り組もうとする際の課題への対応について、その課題解決に必要な知識、ノウハウ等を有する地域再生マネージャー等の外部の専門的人材を活用できるように必要な経費の一部を支援する。 			
外部人材活用助成	地域再生に取り組む市区町村が、各分野の専門的知識や実務的ノウハウを有する外部専門家を活用する場合に、費用の一部を助成する。	助成率 2/3 以内 助成額 700万円以内	
外部人材派遣	地域再生への取り組みの初期段階にある市区町村に対して、財団から外部専門家を派遣し、現地調査を行い、地域課題の抽出及び課題解決に向けた方向性の提言を行う。	派遣費用を、原則として財団が全額負担	
※詳細は、地域総合整備財団HPを参照してください。			
対象地域	全国：市区町村（指定都市を除く）	実施主体	市区町村
関連URL	http://www.furusato-zaidan.or.jp/chiiki/		

地方創生アドバイザー事業		(一財)地域活性化センター	
<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村等が行う自主的・主体的な地域づくり事業に関して、適切な助言を行う各分野の専門家等の受け入れに要する経費について、20万円を限度に助成する。 			
対象地域	全国	実施主体	市町村、広域連合等
関連URL	https://www.jcrd.jp/support/subsidy/chihouseusei/		

◎地域運営組織の設立に向けた検討を牽引するリーダー的人材を育成するには

全国地域づくり人財塾		総務省 人材力活性化・連携交流室	
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域活性化においては、様々な知識・経験を持った人がそれぞれの知識・経験とアイデアを活かしながら活動に取り組み、地域で様々な活動が展開されることが求められているため、そのような状況を生み出すために必要となる、地域づくり活動を自らの手で企画し実践できる人材＝「地域づくり人」を育成するための講座や塾を開催。 ● 研修テーマや開催地、日程等は年により異なるが、概ね年間3～4回（1回は2～3日間）、首都圏と地方圏で開催。 			
対象地域	全国の市区町村等職員、地域づくりに取り組むNPO関係者等	実施主体	総務省
関連URL	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/jinzairyoku.html		

地域おこし協力隊員等に対する研修		総務省 地域自立応援課	
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域おこし協力隊及び集落支援員等を対象に、地域協力活動などの取組を推進するために必要となる知識や実務能力の向上を図るための研修を実施。 <ol style="list-style-type: none"> (1)初任者研修（年4回程度） 地域おこし協力隊員及び集落支援員の初任者を対象として、地域協力活動や集落対策支援の取組を推進するために必要となる知識の習得や実務能力の向上、地域おこし協力隊員等の初任者同士の交流・情報交換等を目的として実施 (2)ステップアップ研修（年2回程度） 着任2～3年目で、今後のステップアップを考えている隊員を対象に、これまでの活動を振り返り、今後のステップアップに向けてすべきことを整理し、次のステップを踏み出すアイデア・方策を見つけたすために必要となる知識や実務能力の向上を図ることを目的として実施 (3)起業・事業化に向けた研修（年4回程度） 地域おこし協力隊の任期終了後における当該地域への定住に向けて、起業および事業化に必要な知識・ノウハウを習得するとともに、任期終了後の事業や活動を客観的・集中的に見つめ直して、整理する機会とし、今後の活動目標や活動内容の具体化に繋げることを目的として実施 			
対象地域	全国の地域おこし協力隊員等	実施主体	総務省等
関連URL	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html		

全国地域リーダー養成塾		(一財)地域活性化センター	
<p>● 既存の枠にとらわれない斬新かつ大胆な発想のできる地域のリーダーを養成するため、専門家、実践家などを講師として、体系的かつ効果的なカリキュラムによる研修を実施。</p> <p>(1)一般研修 地域づくりの専門家・実践家等による講義、参加型演習を行うほか、ゼミナール形式の講座により、主任講師の指導のもと、テーマに沿った調査・研究を行い、成果をまとめた修了レポートを作成する。</p> <p>(2)現地視察 全国各地の地域づくりの先駆地を訪問し、特色を生かしたまちづくりの事例を視察するとともに、実践者や地域づくりのキーパーソンなどを通じて地域づくりの問題解決を学ぶ。</p>			
対象地域	1.地方公共団体の職員（所属団体の長の推薦要） 2.NPO等で地域づくり活動実践者（市区町村長の推薦要） 3.農協、商工会、第3セクター等の職員（市区町村長の推薦要） 4.全カリキュラムを通して受講できる見込みのある者	実施主体	(一財)地域活性化センター
関連URL	https://www.jcrd.jp/seminar/chiikileader/		

◎活動の立ち上げを幅広く支援するには

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 （過疎地域等自立活性化推進交付金）		総務省 過疎対策室	
<ul style="list-style-type: none"> ● 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、「暮らし」を支える多様な主体の包摂・連携による生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動を支援する。 ● 地域運営組織等が、活性化プランに基づき行う取組を対象とする（具体的には、以下のような取組に対して支援を行う。）。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者サロンの開設 ○ 買物機能の確保 ○ デマンドバス・タクシーの運行 ○ 伝統芸能や文化の伝承 ○ 特産品の開発や6次産業化 ○ 田舎暮らし体験 等 ● 補助上限額…2,000万円、補助率…定額 			
対象地域	過疎、特定農山村、振興山村、半島、離島、沖縄、奄美群島、小笠原諸島、辺地、これらに準ずる地域と総務大臣が認める地域	実施主体	地域運営組織等 ※交付の申請は市町村が行う
関連URL	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain4.htm		

地方創生推進交付金 ～広域的な取組による「小さな拠点」の形成・活性化～		内閣府 地方創生推進室	
<ul style="list-style-type: none"> ● 地方創生推進交付金は、官民協働・地域間連携等の観点から先駆的な取組、既存事業の隘路を発見し打開する取組（政策間連携）、先駆的・優良事例の横展開を支援するもの。 ● 集落ネットワーク圏の形成推進に向けた支援メニューとして、地域住民を主体とした「小さな拠点」が連携して、広域的な取組を行うことにより、生活機能の確保に加え、地域資源の活用によるコミュニティビジネスの活性化や都市部との交流を図り、持続的な集落生活圏の維持・形成を図る取組に対し交付金を交付する。 ● 具体的には以下のような取組に対して支援を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 複数の「小さな拠点」を支援するNPOなどの中間支援組織等の参画する活動 ○ 核となる「小さな拠点」の形成を軸にした複数市町村を範囲とする事業・サービス ○ 複数拠点の連携・分担による事業・サービス ○ 複数市町村による「小さな拠点」の広域的な連携、広域的な連携を前提とした「小さな拠点」立ち上げ支援 ○ 都道府県と市町村が一体となった、新たな生活サービス等の拠点・事業の実験的な立ち上げなど ● 自治体は、対象事業に係る地域再生計画（複数年度の事業も可）を作成し、内閣総理大臣が認定する（補助率：1/2）。 			
対象地域	全国	実施主体	都道府県、市町村
関連URL	—		

◎地域運営組織の活動拠点をつくるには

過疎地域遊休施設再整備事業 （過疎地域等自立活性化推進交付金）		総務省 過疎対策室	
<ul style="list-style-type: none"> 過疎地域における廃校舎や老朽化して仕様されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興や都市住民との地域間交流を促進するため、生産加工施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等の整備に要する経費について支援する（補助率：1/3以内）。 			
対象地域	過疎地域	実施主体	市町村等
関連URL	http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gyoukaku/h26_fall/pdf/ronten/14-2gyoukakusankou.pdf		

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業		国土交通省 地方振興課	
<ul style="list-style-type: none"> 人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集めた「小さな拠点」を核とし、周辺集落とのアクセス手段を確保した「ふるさと集落生活圏」の形成を推進し、集落の再生・活性化を図るため、「小さな拠点」の形成に資する事業に対して支援する。 廃校舎等の既存施設を活用した施設の再編・集約に係る改修費等に対して補助。このほか、生活圏の維持・再生に必要な機能を再編・集約と併せて導入することや、再編・集約に伴う廃止施設の除却等についても補助する。 補助率：1/2以内（市町村）、1/3以内（NPO法人等） 			
対象地域	過疎、振興山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域	実施主体	市町村、NPO法人等
関連URL	http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000021.html		

◎地域運営組織の新たな特産品開発や都市との交流活動を支援するには

農山漁村振興交付金		農林水産省 農村計画課、都市農村交流課、地域整備課	
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進する。交付額、交付率等は事業により異なる（定額、1/2など）。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 農山漁村普及啓発対策 農山漁村のコミュニティ機能の向上と都市農業の振興を通じて都市と農山漁村の「交流」や「定住」を促進するため、地域の活動計画づくりや都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組などを支援 (2) 農山漁村交流対策 増大するインバウンド需要の呼び込み等を促進するため、「農泊」をビジネスとして実施できる体制を有した地域の創出、福祉農園等の整備による障害者や生活困窮者等の受入などの取組を支援 (3) 農山漁村定住促進対策 農山漁村における定住の促進、所得の向上や雇用の増大を図るため、生産施設等の整備や山村の特色ある地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援 			
対象地域	全国	実施主体	都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業団体等
関連URL	http://www.maff.go.jp/j/kasseika/		

◎試行的な取組からコミュニティビジネスの展開を図るには

地方創生に向けて“がんばる地域” 応援事業		(一財)地域活性化センター	
<ul style="list-style-type: none"> ● 「地方創生」に向けて、市町村または地域団体等が自主的・主体的に実施する自治体・地域・集落の消滅可能性の危機打開等に向けた以下の事業に対し支援する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 集落の維持活性化、コミュニティビジネスによる小さな地域経済循環の創造 (2) 子ども・女性・若者・シニア等が活躍する地域づくり (3) 食料・エネルギーの地産地消等、地域内支え合いの仕組みづくり (4) その他、地方創生に向けた地域ぐるみの取組 ● 支援対象経費は報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、図書購入費、燃料費、食糧費（会議の飲料等）、通信運搬費、損害保険料、広告料などで、助成金は150万円を上限とし、助成の対象となる経費の100%以内とする。 			
対象地域	全国	実施主体	市町村、地域団体等
関連URL	https://www.jcrd.jp/support/subsidy/support/		

◎コミュニティビジネスの立ち上げを支援するには

地域経済循環創造事業交付金		総務省 地域政策課	
<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施により、自治体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となるものであり、他の同様の公共的な地域課題を抱える自治体に対する高い新規性・モデル性がある事業について、地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者が事業化段階で必要となる初期投資費用について、地方公共団体が助成する経費に対し交付金を交付。 公費補助金：地域金融機関の融資（融資比率）＝1：1以上 補助金上限額（国費＋地方費の合計額）：2,500万円。融資額（又は出資額）が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円 補助率：1/2（新規性・モデル性が極めて高い事業は10/10、過疎地域等の条件不利地域で、①財政力指数0.25未満は3/4、②財政力指数0.5未満は2/3） 			
対象地域	全国	実施主体	都道府県、市町村
関連URL	https://www.chiikinogennki.soumu.go.jp/chiiki/chiiki_genki.html		

◎移住コーディネーターを配置し、「人が人を呼び、つながる」仕組みをつくるには

自治体による移住関連情報の提供や相談支援等への支援		総務省 地域自立応援課	
<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が実施する移住体験、移住者に対する就職・住居支援等の取組について特別交付税措置を講じる。 (1)地方自治体が発行する移住・定住対策（以下①～④）に要する経費（人件費を除く。算入率0.5×財政力補正） ①情報発信...移住相談窓口の設置、移住相談会・セミナー等の開催、自治体HP等での情報発信、パンフレット等の制作等 ②移住体験...移住体験ツアーの実施、移住体験住宅の整備、UIターン産業体験（農林水産業、伝統工芸等） ③就職支援...移住希望者に対する職業紹介、就職支援、新規就業者（本人、受入れ企業）に対する助成 ④住居支援...空き家バンクの運営、住宅改修への助成 (2)移住を検討している者や移住者への支援に要する経費 「移住コーディネーター」又は「定住支援員」（移住・定住に関する支援を行う者）を設置する場合の報償費等及び活動経費について、1人あたり350万円上限（兼任の場合40万円上限）。 			
対象地域	全国	実施主体	都道府県・市町村
関連URL	https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/tihouseisei_setumeikai/h27-04-03-siryu9.pdf		

小さな拠点・地域運営組織の形成に関する関係府省庁の主な支援制度一覧及び概要

○小さな拠点・地域運営組織の形成に活用可能な財政支援制度

※ 下線部分は拡充内容

事業名	事業内容等	予算額(億円)			担当府省
		2018年 当初	2018年 補正	2019年 当初	
地方創生推進交付金	地方版総合戦略に位置づけられた、地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援する（ソフト事業メイン）。	1,000.0	-	1,000.0	内閣府地方創生推進事務局
地方創生拠点整備交付金	地域経済の活性化という喫緊の課題に対応するため、地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な施設整備等を支援する。	-	600.0	-	内閣府地方創生推進事務局
過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	過疎地域等の集落を対象に、継続的な集落の維持活性化のため、基幹集落を中心として複数の集落で構成される「集落ネットワーク圏」を形成し、生活の営み（日常生活支援機能）を確保するとともに、生産の営み（地域産業）を振興する取組を支援する。	4.0	-	4.0	総務省地域力創造グループ過疎対策室
農山漁村振興交付金	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援	100.7	-	98.1	農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課、地域振興課、都市農村交流課、整備部地域整備課
「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集めた「小さな拠点」を核とし、周辺集落とのアクセス手段を確保した「ふるさと集落生活圏」の形成を推進し、集落の再生・活性化を図るため、「小さな拠点」の形成に資する事業に対して支援する。	1.2	-	1.15	国土交通省国土政策局地方振興課
物流総合効率化法を活用した共同輸配送等への支援事業	物流分野の労働力不足への対応を強力に推進し、流通業務の省力化を図るため、総合効率化計画の策定のための調査事業及び認定を受けた総合効率化計画に基づく共同輸配送等を支援	0.38	-	0.37	国土交通省総合政策局物流政策課

事業名	事業内容等	予算額(億円)			担当府省
		2018年 当初	2018年 補正	2019年 当初	
地域公共交通確保維持改善事業	過疎地域等におけるデマンドタクシー、コミュニティバス等の運行費、車両の更新費等を支援	209.5 の内数	33.6 の内数	219.6 の内数	国土交通省総合政策局公共交通政策部交通支援課
地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業	(1) 地域力強化推進事業 ○住民の身近な圏域で、地域福祉を推進するために必要な環境の整備や複合的な課題、世帯の課題を包括的に受け止める場を設けることにより、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制の構築を支援する ○市町村レベルにおいて地域共生社会の実現に向けた地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。	26.0	-	28.0	厚生労働省社会・援護局地域福祉課
	(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制の構築を支援する。				
生活支援体制整備事業	介護保険制度の地域支援事業において、市町村が主体となり、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議体の設置等により、地域における生活支援の担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進する。	217 の内数	-	267 の内数	厚生労働省老健局振興課
災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費	災害時の石油製品の安定供給体制を構築するため、「住民拠点SS」及び緊急車両用「中核SS」の供給力強化に係る設備導入支援等を実施。	24.0	-	120.3 の内数	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課
次世代燃料供給体制構築支援事業費	過疎化・人手不足などの構造変化へ対応し、地域の燃料供給拠点の効率的維持・次世代化を図るため、保安規制の見直しも視野に入れて、新たな燃料供給体制の確立に向けた技術開発や安全性・事業性の実証を行う。また、SS過疎地等の地域における地域一体となった燃料供給拠点確保に向けた取組等を支援する。	-	-	5.0	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課

事業名	事業内容等	予算額(億円)			担当府省
		2018年 当初	2018年 補正	2019年 当初	
地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業	地球温暖化対策推進法に基づき全ての地方公共団体に策定が義務づけられている「地方公共団体実行計画（事務事業編）」及びこれに基づく取組を強化・拡充し先進的な取組を行おうとする地方公共団体等に対して、カーボン・マネジメント体制の整備等を条件として、公共施設（庁舎等）への省エネ設備等導入を補助。	32.7	-	52.0	環境省大臣官房環境計画課
再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業	地方公共団体及び民間事業者等の再生可能エネルギー導入事業のうち、地方公共団体等の積極的な参画・関与を通じて各種の課題に適切に対応するもの、営農を前提とした農地等への再生可能エネルギー発電設備の導入を中心とした取組、蓄エネ等の導入活用事業等について、事業化に向けた検討や設備の導入に係る費用の一部を補助。	54.0	-	50.0	環境省大臣官房環境計画課
地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	地域防災計画又は地方公共団体との協定により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設又は民間施設に、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能となり、災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備等に対して支援を行う。	-	210.0	34.0	環境省大臣官房環境計画課 地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

○その他の財政制度

措置名	概要	担当府省
地方財政措置	高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりとして、地域運営組織の持続的な運営に必要な費用を地方財政計画に計上するとともに地方交付税措置により支援。 （１）地域運営組織の運営支援のための経費 地域の生活や暮らしを守るための組織である地域運営組織が持続可能な活動を継続できるよう、地域運営組織の運営に係る所要の経費について地方交付税措置を講ずる。 （２）高齢者等の暮らしを守る経費 地域における住民同士の支え合いによる高齢者支援の取り組み（高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達・配給食等）に係る所要の経費について、地方交付税措置を講ずる。 ※令和元年度から、収益事業の起業等に係る費用を特別交付税措置の対象に追加。	総務省
過疎対策事業債	過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）による過疎地域の市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債であり、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業にも活用可能。	総務省

○小さな拠点の形成に活用可能な税制措置（平成30年度税制大綱）

※ 下線部分は拡充内容

事項名	要望内容	担当府省
小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置	地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用創出や生活サービス（小さな拠点形成事業）を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の所得税の特例措置。 ※30年度から設立時出資についても対象。	内閣府地方創生推進事務局

○その他の支援制度

制度名	概要	担当
地域活性化伝道師	地域活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域興しのスペシャリスト(地域活性化伝道師)を紹介し指導・助言などを行う。	内閣府
地域おこし協力隊	都市部の若者等が過疎地域等に移住して、一定期間（概ね1年以上3年以下）、地場産品の開発や農林水産業への従事等の地域協力活動を行い、その地域への定住・定着を図る取組に対して、特別交付税措置を講じる。	総務省
集落支援員	集落の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、市町村職員と連携し、集落の巡回、状況把握等に従事する取組に対して特別交付税措置を講じる。	総務省
外部専門家招へい事業	地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置を講じる。	総務省
全国地域づくり人財塾	地域活性化においては、様々な知識・経験を持った人がそれぞれの知識・経験とアイデアを活かしながら活動に取り組み、地域で様々な活動が展開されることが求められているため、そのような状況を生み出すために必要となる、地域づくり活動を自らの手で企画し実践できる人材＝「地域づくり人」を育成するための講座や塾を開催。	総務省
生活支援コーディネーター	生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化を行う。	厚生労働省
地域再生マネージャー事業	市区町村が地域再生に取り組もうとする際の課題への対応について、その課題解決に必要な知識、ノウハウ等を有する地域再生マネージャー等の外部の専門的人材を活用できるよう必要な経費の一部を支援する。	(一財) 地域総合整備財団

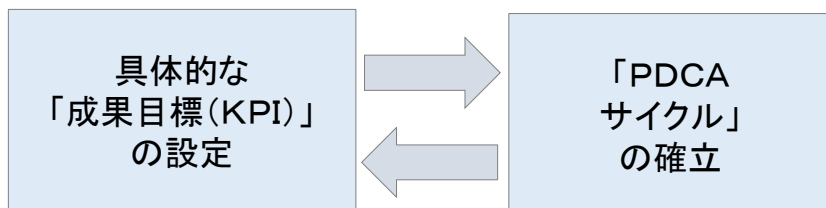
地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

31年度予算額 1,000億円（30年度予算額 1,000億円）

事業概要・目的

○地方創生の充実・強化に向け、地方創生推進交付金により支援します。

- ① 地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③ 地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



※本交付金のうち50億円については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

事業イメージ・具体例

【対象事業】

- ① 先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開
 - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
例) しごと創生（地域経済牽引事業等）、観光振興（DMO等）、地域商社、生涯活躍のまち、子供の農山漁村体験、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等
- ② わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住・起業・就業支援）
 - ・東京圏からのU I Jターンの促進及び地方の担い手不足対策
例) 地域の中核的存在である中小企業等への就業に伴う移住、地域における社会的課題の解決に取り組む起業、現在職に就いていない女性、高齢者等の新規就業支援 等

【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定します。

31年度からの主な運用改善

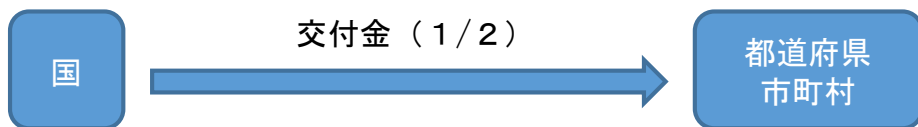
① 交付上限額（事業費ベース）及び新規事業の申請上限件数の見直し

	交付上限額	申請上限件数
都道府県	先駆 6.0億円【現行どおり】 横展開2.0億円【現行どおり】	原則9事業以内【現行：7事業】 （うち広域連携：3事業）【現行：2事業】
市区町村	先駆 4.0億円【現行どおり】 横展開1.4億円【現行どおり】 ※中枢中核都市 先駆 5.0億円【新設】 横展開1.7億円【新設】	原則5事業以内【現行：4事業】 （うち広域連携：1事業）【現行どおり】 ※中枢中核都市 原則7事業以内【新設】 （うち広域連携：2事業）【新設】

② 企業版ふるさと納税の併用

・地方負担分への充当を可能とするほか、併用のインセンティブを付与。

資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

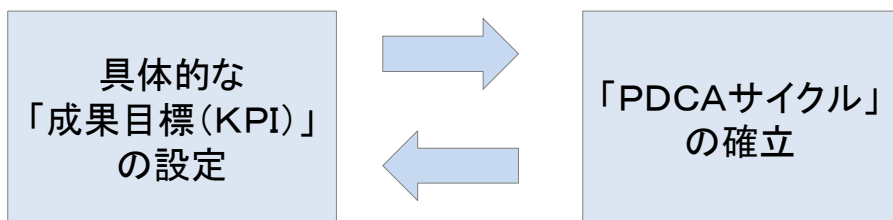
地方創生拠点整備交付金（内閣府地方創生推進事務局）

30年度2次補正予算額 600億円

事業概要・目的

○地域経済の活性化という喫緊の課題に対応するため、地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な施設整備等を支援する。これにより、所得や消費の拡大を促すとともに「まち」を活性化させ、地方の定住・交流人口の拡大にも寄与する。

- ① 地域の所得や消費の拡大を促すとともに「まち」の活性化につながる先導的な施設整備等を支援
- ② KPIを伴うPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組



事業イメージ

【主な対象施設のイメージ】

- 地域資源を効果的に活用し、ローカルイノベーションを起こすことにより、観光や農林水産業の先駆的な振興に資する施設
- 地方への人の流れを飛躍的に加速化し、地方への移住や起業等に確実につながる施設
- 地域における多様な働き方を先駆的に実現し、女性や高齢者の就業を効果的に促進するための施設
- 地域での魅力的なまちづくりを実現し、交流人口の拡大や地域の消費拡大に効果的に結びつく施設

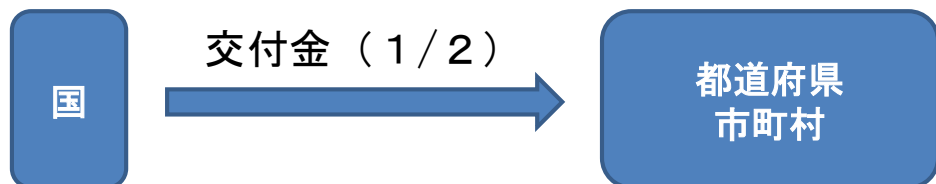
【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定。

【執行柔軟化】

○法令に基づく一定の要件を満たす事業については、交付決定後、地方公共団体において基金を造成することで、平成32年度においても事業を実施することを可能とする。

資金の流れ



期待される効果

○地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる施設の整備等を通して、所得や消費の拡大を促すとともに「まち」を活性化させることで、地方の定住・交流人口の拡大にも寄与し、地方創生の充実・強化につなげる。

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

(まち・ひと・しごと創生総合戦略：「小さな拠点」の形成関連事業)

R元予算額 4.0億円

- 「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)における、住民の「暮らし」を支える生活支援の取組や、「なりわい」を創出する活動を支援する。

集落ネットワーク圏のイメージ

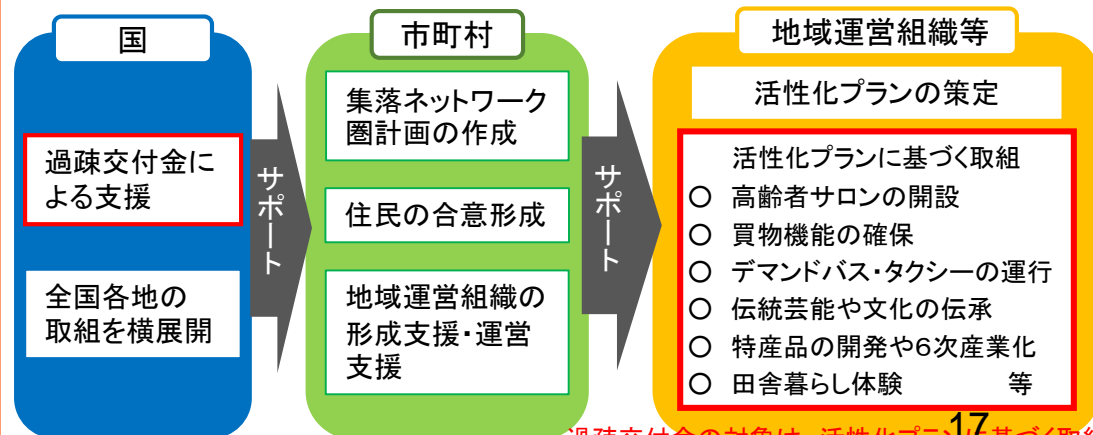
基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとして集落機能を確認することにより、持続可能な暮らしを実現



※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

施策の概要

- (1) 対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
- (2) 事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織 (地域運営組織等(郵便局を含む))
※交付金の申請は市町村が実施
- (3) 交付額 1事業当たり 2,000万円以内
- (4) 令和元年度予算額 4.0億円(平成30年度予算額 4.0億円)
- (5) 対象事業 活性化プランに基づく集落機能の維持・活性化に資する取組



過疎交付金の対象は、活性化プランに基づく取組

<対策のポイント>

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進します。

<政策目標>

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,450万人〔平成32年度まで〕）
- 農村部の人口減の抑制（2,151万人を下回らない〔平成37年度〕）

<事業の内容>

1. 農山漁村普及啓発対策

農山漁村のコミュニティ機能の向上と都市農業の振興を通じた都市と農山漁村の交流や定住の促進のため、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらおう」機会の創出のための活動計画づくりや、ICTを活用した定住条件の強化に向けた取組、都市農業の多様な機能の発揮のための取組を支援します。

- ① 地域活性化対策 ② 都市農業機能発揮対策

2. 農山漁村交流対策

増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流促進のため、地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、「農泊」をビジネスとして実施できる体制を有した地域の創出、福祉農園等の整備による障害者や生活困窮者等の受入などの取組を支援します。

- ① 農泊推進対策 ② 農福連携対策

3. 農山漁村定住促進対策

農山漁村における定住の促進、所得の向上や雇用の増大を図るため、生産施設等の整備や山村の特色ある地域資源の商品化・販売促進等の取組を支援します。

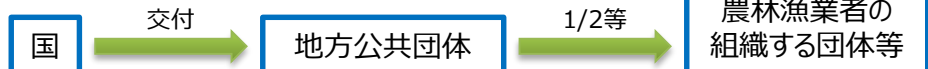
- ① 山村活性化対策 ② 農山漁村活性化整備対策

<事業の流れ>

- 1 ①から3 ①までの事業を実施する場合



- 3 ②の事業を実施する場合



<事業イメージ>

普及啓発

地域活性化対策

農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、ICTを活用するモデル構想の策定・試行、優良事例や農業遺産のPR活動等を支援します。



ブランド化に向けた専門家からの助言

都市農業機能発揮対策

農業体験や交流の場の提供など、都市農業の多様な機能を発揮する取組のほか、農地の周辺環境対策や災害時の避難地としての活用を支援します。



マルシェの開催

交流

農泊推進対策

「農泊」をビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げや滞在施設の整備等を一体的に支援するとともに、全国の農泊の取組の国内外へのPR等を支援します。



インバウンド受入体制の整備

農福連携対策

福祉農園等の整備による障害者や生活困窮者等の受入、農業経営体の障害者受入をサポートする人材育成等の取組等を支援します。



障害者に対する農業技術の指導

定住促進

山村活性化対策

地場の農林水産物等の山村の特色ある地域資源の潜在力を活用するため、地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援します。



地域産品の加工・商品化

農山漁村活性化整備対策

市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等の整備を支援します。



農産物直売施設

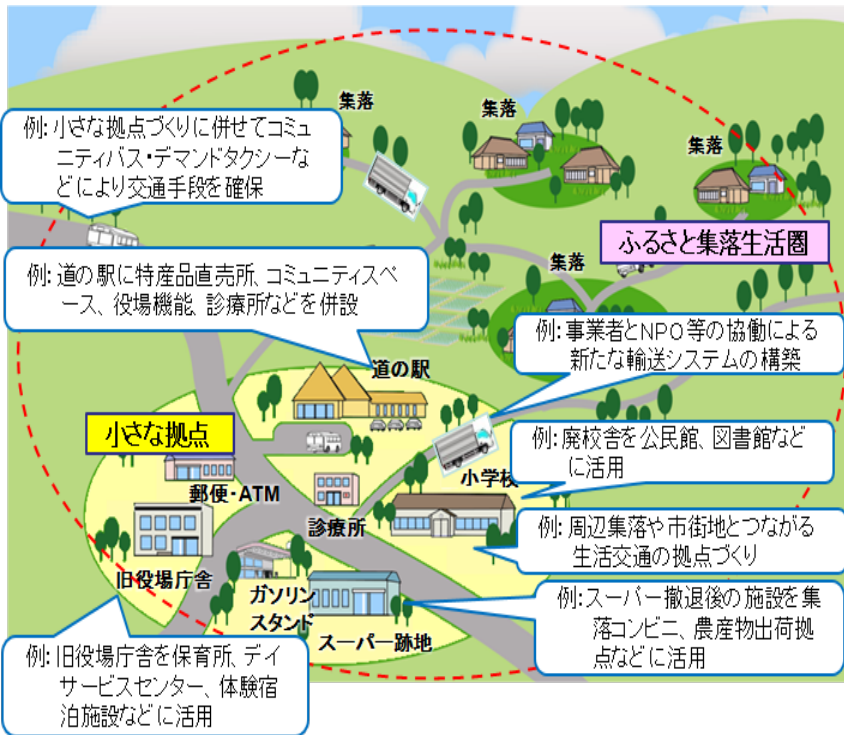
【お問い合わせ先】

- (1の事業) 農村振興局農村計画課 (03-6744-2203)
- (2の事業) 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)
- (3の事業) 農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)

「小さな拠点」の形成推進

人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進する。

このため、「小さな拠点」の形成に取り組む地域について、既存施設を活用した生活機能の再編・集約に係る改修等の施設整備に対し支援を行う。



「小さな拠点」: 日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結んだ地域の拠点

○補助制度の概要

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業
(集落活性化推進事業費補助金)

- 対象地域: 過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域
- 実施主体: 市町村、NPO法人等 (間接補助)
- 補助率: 1/2以内(市町村)、1/3以内(NPO法人等)
- 対象事業
既存施設を活用した、小さな拠点の形成に向けた生活機能の再編・集約に係る改修等

地域内の共同輸配送等の調査支援

○物流総合効率化法に基づく総合効率化計画※の策定のための調査事業等の支援を実施。

※総合効率化計画は、物流分野の労働力不足への対応を強力に推進し、流通業務の省力化を図るため、2以上の者の連携を前提とした多様な取り組みが対象。

事業概要

1. 補助対象事業者

荷主企業及び物流事業者等物流に係る関係者によって構成される協議会

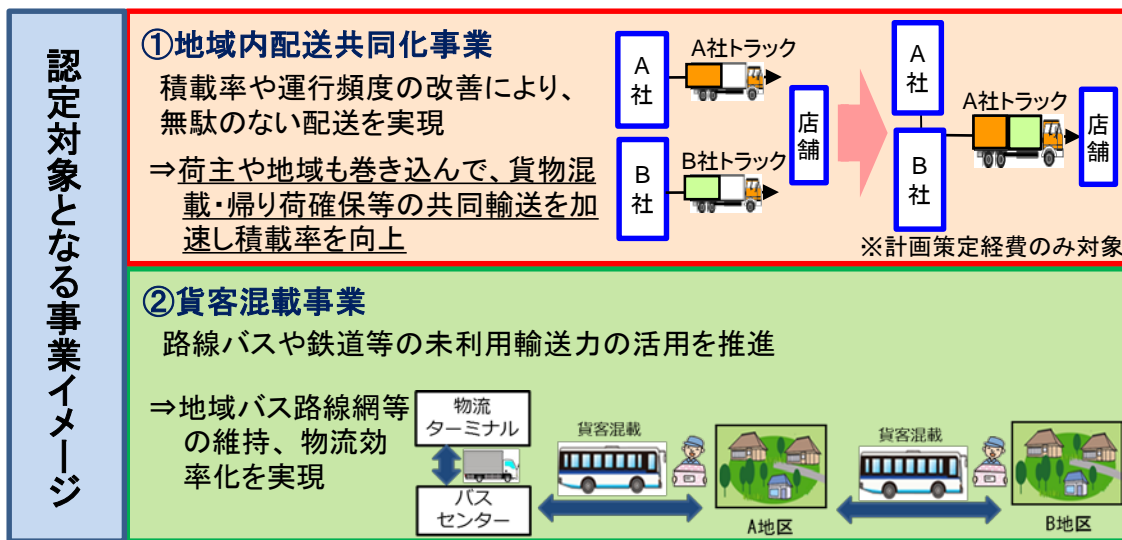
2. 補助対象経費(補助率)

計画策定経費(定額(上限200万円))、運行経費※(最大1/2)

※総合効率化計画に基づき実施する事業であって、発荷主から着荷主までの輸送距離が概ね30km以上ある貨物自動車による輸送において、複数荷主の貨物を集約して、積載率の向上、走行車両台数及びCO₂排出量の削減を図るものであり、輸送の集約化に伴って新たに発生する増加分の運行経費が対象。

3. 平成30年度予算額 : 38百万円

平成31年度予算決定額: 37百万円



○ 省力化された効率的な物流の実現

⇒潜在的輸送力を活用し、多様なニーズに応える効率化した物流を実現

○ トラックドライバー不足の解消

⇒就業環境の改善等による人材確保と併せ、省力化により物流機能を維持

○ CO₂排出量の大幅な削減

⇒社会への貢献度の高い物流の実現

平成31年度予算額 220億円
平成30年度第2次補正予算額34億円

地域公共交通確保維持改善事業

地域公共交通活性化再生法等を踏まえ、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた取組を支援

地域公共交通確保維持事業 (地域の特性に応じた生活交通の確保維持)

<支援の内容>

- 幹線バス交通の運行
地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入を支援。
- 地域内交通の運行
過疎地域等において、コミュニティバス、デマンドタクシー等の地域内交通の運行や車両購入等を支援。
- 離島航路・航空路の運航
離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援。



地域公共交通バリア解消促進等事業 (快適で安全な公共交通の構築)

<支援の内容>

- ノンステップバス、福祉タクシーの導入、
鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備、ホームドアの設置 等
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等



地域公共交通調査等事業 (地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定等の後押し)

<支援の内容>

- 地域公共交通網形成計画等の策定に係る調査
- 地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針の策定に係る調査

※交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向け、都道府県と複数の市町村を構成員に含む協議会が主体となった協働による取組に対し、地域公共交通網形成計画の策定やバス等の運行への支援の特例措置により後押し(地域公共交通協働トライアル推進事業)

※国の認定を受けた鉄道事業再構築実施計画、地域公共交通再編実施計画等に基づく事業(地域鉄道の上下分離、地方路線バスの利便性向上、運行効率化等のためのバス路線の再編、デマンド型等の多様なサービスの導入等)について、まちづくり支援とも連携し、特例措置により支援

被災地域地域間幹線系統確保維持事業／特定被災地域公共交通調査事業 (【東日本大震災対応】被災地のバス交通等に対する柔軟な支援)

平成31年度予算額 9億円
(東日本大震災復興特別会計:復興庁一括計上分)

<支援の内容>

- 被災地の幹線バスの運行
- 仮設住宅等を巡る地域内バス等の運行

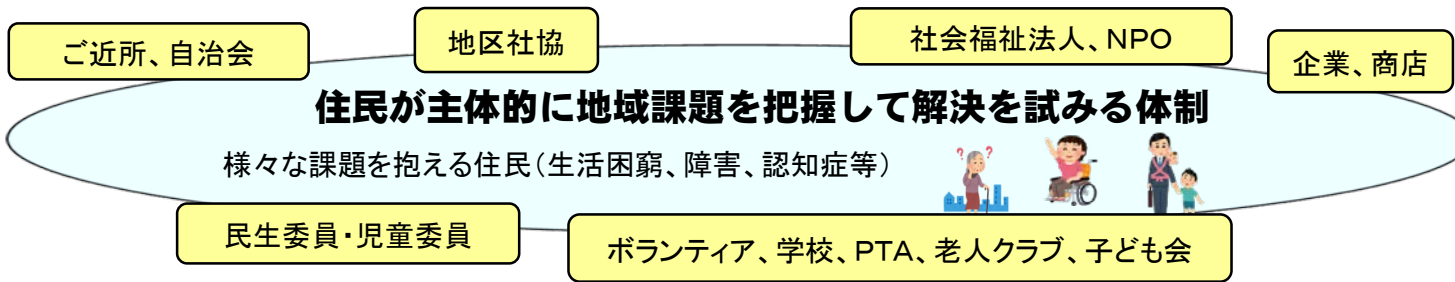
「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

平成31年度予算

28億円（200自治体）

(1) 地域力強化推進事業（補助率3/4）

○ 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることが
できる体制を構築することを支援する。



地域における他分野
まちおこし、産業、
農林水産、土木、
防犯・防災、環境、
社会教育、交通、
都市計画

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援



[1] 地域福祉を推進するために必要な環境の整備(他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ)



[2] 地域の課題を包括的に受け止める場 (※)

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、
相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

○ 市町村レベルにおいて「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに係る普及
啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

ニッポン一億総活躍プラン
(H28.6.2閣議決定)

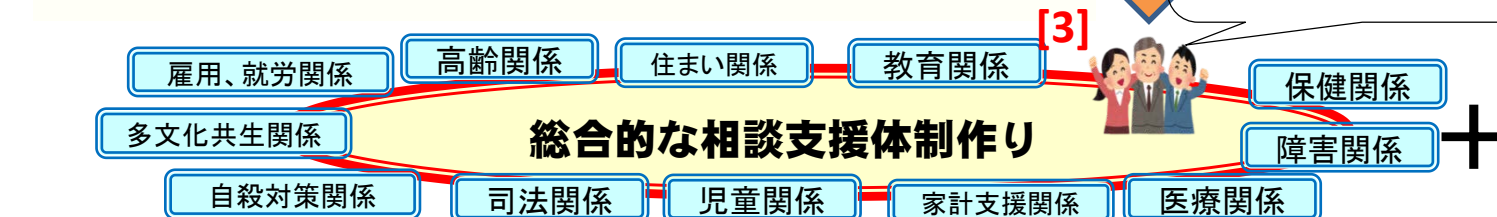
小中学校区等の住
民に身近な圏域で、
住民が主体的に地域
課題を把握して解決
を試みる体制づくり
の支援。

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業（補助率3/4）

○ 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支
援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置
し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

相談支援包括化推進員
世帯全体の課題を的確に把握
多職種・多機関のネットワーク化の推進
相談支援包括化推進会議の開催等

世帯全体の複合
化・複雑化した課題
を受け止める、市町
村における総合的な
相談支援体制作り
の推進。



新たな社会資源の創出
地域に不足する資源の検討

住民に身近な圏域

市町村域等

市町村による在宅医療・介護連携、認知症施策など地域支援事業の充実 平成31年度予算267億円(公費:534億円)

- 地域包括ケア実現に向けた、充実・強化の取組を**地域支援事業の枠組みを活用し**、市町村が推進。
- あわせて要支援者に対するサービスの提供の方法を給付から事業へ見直し、サービスの多様化を図る。
- これらを市町村が中心となって総合的に取り組むことで地域で高齢者を支える社会が実現。

※「医療・介護連携強化」「認知症施策の推進」「生活支援体制整備」に係る事業については、地域包括支援センター以外の実施主体に事業を委託することも可能

以下の取組について、必要な財源を確保し、市町村の取組を支援する。

在宅医療・介護連携

地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進

認知症施策

初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応、地域支援推進員による相談対応、社会参加活動の体制整備、認知症カフェの設置や認知症の本人が集う取組を推進し、認知症になってからも安心して暮らし続けられる地域づくりを推進

地域ケア会議

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進

生活支援の充実・強化

生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等により、担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進

生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割

(1) **生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置** ⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
<ul style="list-style-type: none">○ 地域に不足するサービスの創出○ サービスの担い手の養成○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など	<ul style="list-style-type: none">○ 関係者間の情報共有○ サービス提供主体間の連携の体制づくり など	<ul style="list-style-type: none">○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域がある。

- ① 第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心
 - ② 第2層 中学校区域で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開
- ※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



(2) **協議体の設置** ⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

NPO

民間企業

協同組合

ボランティア

社会福祉法人

等

※ コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとなっているが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要。

災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費

平成31年度予算額 **120.3億円（24.0億円）**

うち臨時・特別の措置115.3億円

事業の内容

事業目的・概要

- 災害時には、住民生活や復旧活動を支えるガソリン・軽油等の燃料供給拠点となるサービスステーション（SS）の機能を確保することが重要になります。
- 平成30年北海道胆振東部地震においては、全道停電の中、自家発電設備を有する一部のSSが燃料供給を継続した一方で、需要集中により行列や在庫不足が発生するなど、SSへの自家発電設備の導入を更に進める必要性が明らかになりました。また、病院等の重要施設からの燃料供給要請への機動的な対応も必要となりました。
- こうした状況を踏まえ、SS等の燃料供給拠点の災害対応能力を更に強化するため、（1）自家発電設備を備え、災害時にも地域住民の燃料供給拠点となる「住民拠点SS」の整備、（2）機動的な燃料供給体制確保のための緊急配送用ローリーの配備等を行います。
- 併せて、SSの在庫量増加のための地下タンクの入換・大型化や、災害時の円滑な対応確保のための自家発電設備の稼働訓練等を行います。

成果目標

- 本事業を通じて、災害時の燃料供給拠点となる「住民拠点SS」を平成31年度頃までに8,000箇所整備するとともに、災害時の機動的な燃料供給体制の確保を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

（1）災害時の燃料供給拠点となる「住民拠点SS」の整備



平成30年北海道胆振東部地震の際に自家発電設備を稼働させて給油を続けたSS

（2）機動的な燃料供給体制の確保



平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震の際に電源車からの燃料供給要請に対応する緊急配送用ローリー25等

次世代燃料供給体制構築支援事業費

平成31年度予算額 **5.0億円（新規）**

事業の内容

事業目的・概要

- 過疎化・人手不足などの構造変化に対応し、地域の燃料供給拠点の効率的運営・次世代化を図るため、以下の事業を実施します。

(1) 次世代燃料供給体制確立に向けた技術開発・実証

過疎化・人手不足等の課題克服に向け、新たな燃料供給体制の確立やビジネスモデルを構築するため、AI・IoT等の新たな技術も活用しつつ、保安規制の見直しも視野に入れて、新たな技術の開発・実証事業を行います。

(2) SS過疎地対策検討支援事業

SS（サービスステーション）過疎地（※）等における燃料供給拠点確保に向けて、上記の新たな技術やモデルの活用も含め、自治体を中心として、地元事業者・住民など地域一体となったSS過疎地対策計画策定の取組を支援します。また、燃料供給の担い手確保の取組を支援します。

（※）SS過疎地：市町村内のSS数が3カ所以下の地域

成果目標

- 本事業を通じ、過疎化や人手不足等に対応した新たな燃料供給体制の確立を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

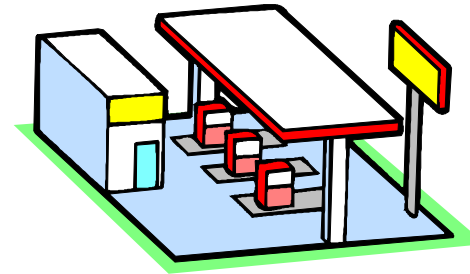


事業イメージ

(1) 次世代燃料供給体制確立に向けた技術開発・実証

新たな燃料供給体制・ビジネスモデルの構築に向けて、AI、IoT等の新たな技術も活用しつつ、保安規制の見直しも視野に入れて、技術開発・実証事業を実施

<具体例>



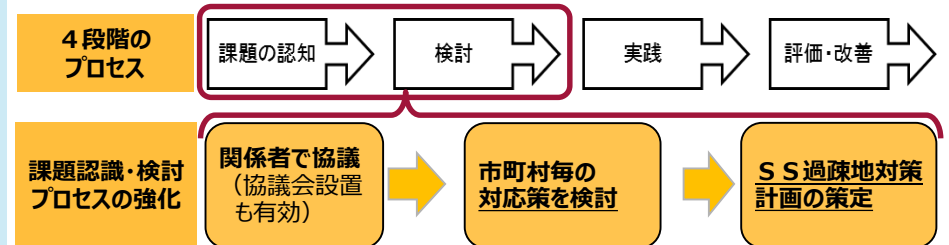
人手不足の克服に向けた画像認識・センサー・AI技術等の技術開発

過疎地等におけるインフラ維持コストの低減に向けた移動式給油の実証

(2) SS過疎地対策検討支援事業

自治体等によるSS過疎地対策計画の策定等を支援

<SS過疎地対策検討・調査等>





背景・目的

- 気候変動の脅威に対する世界全体の取組として、パリ協定の下、「地球温暖化対策計画」（平成28年5月閣議決定）に基づき、国内の温室効果ガスの大幅な排出削減が喫緊の課題とされている。
- 地方公共団体は「地球温暖化対策計画」に即して「**地方公共団体実行計画事務事業編**」（以下「**事務事業編**」という。）を策定し、PDCA体制を通じて**公共施設等からの温室効果ガス排出の削減**に努めるとされている。
- 国は、全ての地方公共団体に対し、事務事業編及びこれに基づく取組の大胆な強化・拡充、また、CO2排出削減に向けた検討・対策を組織を挙げて実施するよう促し、国が定めた2030年度に2013年度比温室効果ガス26%減、とりわけ地方公共団体を含めた「業務その他部門」で約40%減の目標に向けて本事業を推進する。

事業概要

○事務事業編に基づく**省エネ設備等導入支援事業**

事務事業編及びこれに基づく取組を強化・拡充し、先進的な取組を行おうとする地方公共団体等に対して、カーボン・マネジメント体制の整備等を条件として、公共施設（庁舎等）への省エネ設備等導入を補助。

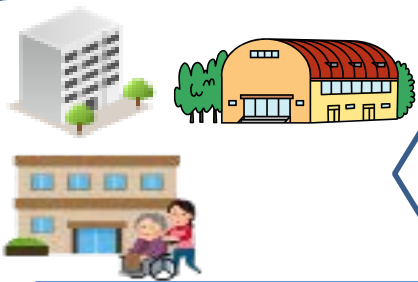
事務事業編の強化・拡充

- ・ 首長をトップとした取組実行体制の整備
- ・ 省エネ診断等による計画的な設備導入の促進 等



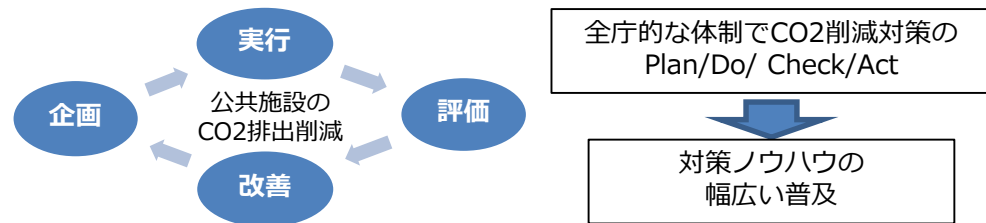
空調・照明・エネルギー
マネジメントシステム等

導入



公共施設（庁舎等）の新築・改築時に省エネ設備等を導入

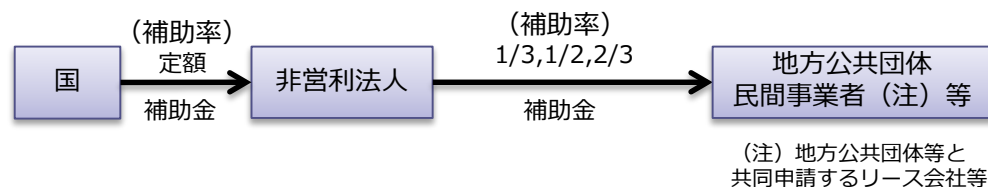
カーボン・マネジメントのイメージ



※普及に向けた情報発信には、「地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業」との連携実施を想定。

事業スキーム

実施期間：2016年度（平成28年度）～2020年度



(注) 地方公共団体等と共同申請するリース会社等

補助対象：地方公共団体等

補助割合：都道府県・政令市・その他の法人(地方公共団体等と共同申請するリース会社等)：1/3、地方公共団体の組合：1/2、その他市区町村：財政力指数が全国平均以上であれば1/2、未満であれば2/3

事業期間：公募時に原則2年以内での複数年度に渡る事業計画での申請可能

期待される効果

「地球温暖化対策計画」の内容に照らして遜色ないモデル事例を5年間で形成し、全国に展開することを目指す。



再生可能エネルギー・電気・熱自立的普及促進事業

(一部経済産業省・農林水産省連携事業)

2019年度予算額
5,000百万円 (5,400百万円)

大臣官房環境計画課
ほか

背景・目的

2016年5月、我が国の2030年度の温室効果ガス排出削減目標を2013年度比で26.0%減とする「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、これを実現するための対策として、再生可能エネルギーの最大限の導入が盛り込まれた。

一方で、再生可能エネルギーについては、固定価格買取制度の利用拡大が困難となる中、持続可能かつ効率的な需給体制の構築、事業コストの低減、社会的受容性の確保、広域利用の困難さ等に関する課題が生じており、地域の自然的社会的条件に応じた導入拡大は必ずしも円滑に進んでいない状況にある。

このため、こうした状況に適切に対処できる、自家消費型・地産地消型の再生可能エネルギーの自立的な普及を促進する必要がある。

事業概要

地方公共団体及び民間事業者等の再生可能エネルギー導入事業のうち、地方公共団体等の積極的な参画・関与を通じて各種の課題に適切に対応するもの、営農を前提とした農地等への再生可能エネルギー発電設備の導入を中心とした取組、蓄エネ等の導入活用事業等について、事業化に向けた検討や設備の導入に係る費用の一部を補助する。

支援の対象とする事業は、固定価格買取制度に依存せず、国内に広く応用可能な課題対応の仕組みを備え、かつ、CO₂削減に係る費用対効果の高いもの等に限定する。

期待される効果

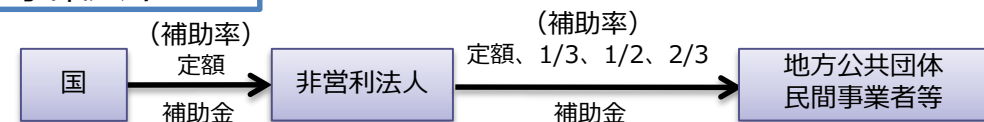
再生可能エネルギーの課題に適切に対応する、費用対効果の高い優良事例を創出することで、同様の課題を抱えている他の地域への展開につなげ、再生可能エネルギー・電気・熱の将来的な自立的普及を図る。

また、営農地における地域の実情に応じた、再生可能エネルギーの普及拡大を図るための方策が確立され、段階的なCO₂削減を図ることが可能となる。

さらに、地域特性に応じた蓄エネ等技術の導入方策が確立され、段階的CO₂削減が可能となる。

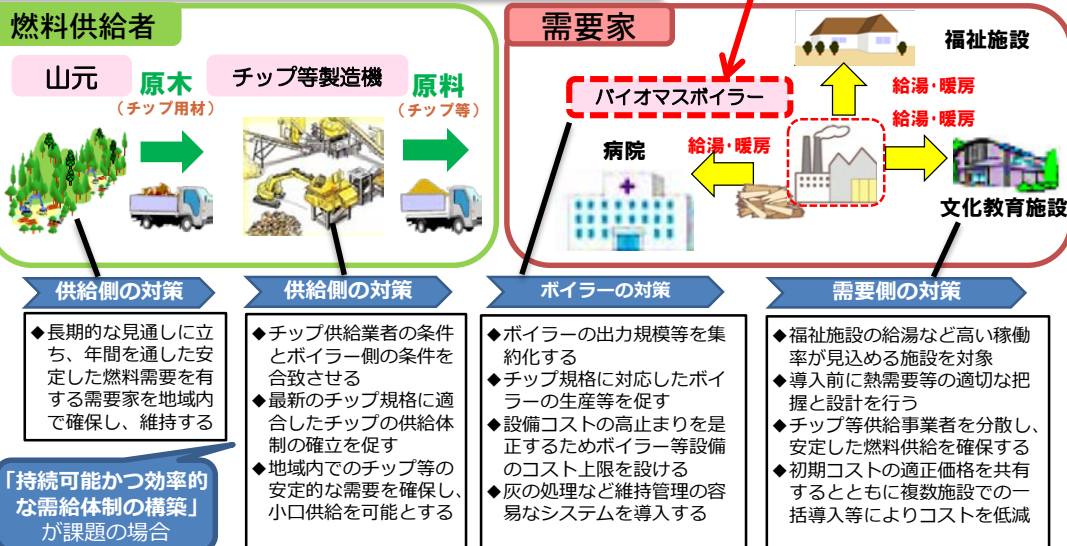
事業スキーム

実施期間：2016年度～2020年度（最大5年間）

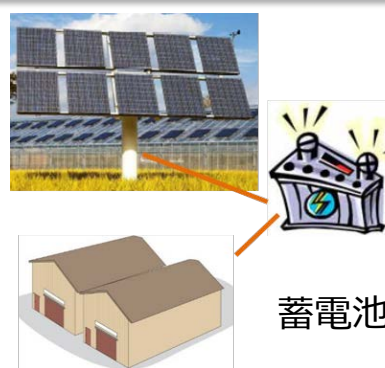


事業イメージ (木質バイオマスの例)

設備補助対象は、エネルギー起源CO₂の排出抑制に資する設備と付帯設備

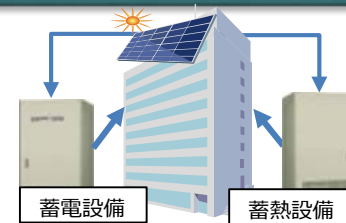


(営農前提の導入例)

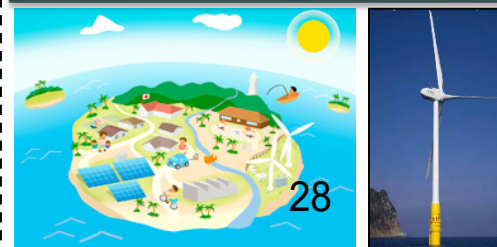


農地周辺に存在する農林漁業関連施設・地方公共団体の設備（動力設備、冷蔵冷凍設備）等への供給

(蓄エネ等の例)



(離島・海洋再エネの例)



事業メニュー	事業概要	補助対象者	補助率
①再生可能エネルギー設備導入事業（経産省連携事業）	・再生可能エネルギー発電設備（※1）、熱利用設備（※2）の導入を行う事業	地方公共団体 非営利法人等	太陽光発電設備:1/3(上限あり) 太陽光発電以外の設備:1/3、1/2、2/3(設備ごとに異なる)
②再生可能エネルギー設備導入事業化計画策定事業	・再生可能エネルギー発電設備、熱利用設備の導入に係る調査・計画策定を行う事業	地方公共団体 非営利法人等	・定額（上限1,000万円）
③温泉熱多段階利用推進調査事業	既存温泉の湧出状況、熱量、成分等を継続的にモニタリング調査するための設備を整備し、既存の温泉熱を利用した多段階利用の可能性を調査する事業	地方公共団体 非営利法人等	定額（上限2,000万円）
④離島の再生可能エネルギー・蓄エネルギー設備導入事業	・本土と送電線で系統連系されていないオフグリッド型の離島において、再生可能エネルギー発電設備、熱利用設備、蓄エネルギー設備、EMS、電気自動車充電設備、自営線等の導入を行う事業	地方公共団体 非営利法人 民間事業者等	2 / 3
⑤熱利用設備を活用した余熱有効利用化事業	バイオマス等の既存再生可能エネルギー熱利用設備の余剰熱を有効利用し、地域に面的な熱供給を行う場合において、熱供給範囲の拡大に必要な導管等の設備の導入を行う事業	地方公共団体 非営利法人等	・政令指定都市以外の市町村（地方公共団体の組合を含む。特別区を除く）:2/3 ・上記以外の者:1/2
⑥再生可能エネルギー事業者支援事業費（経産省連携事業）	・民間事業者において、再生可能エネルギー発電設備、熱利用設備の導入を行う事業	民間事業者	太陽光発電設備:1/3(上限あり) 太陽光発電以外の設備:1/3、1/2、2/3(設備ごとに異なる)
⑦再生可能エネルギーシェアリングモデルシステム構築事業（農水省連携事業）	・営農地等において、再生可能エネルギー発電設備等の導入を行う事業	地方公共団体 農業者 非営利法人 民間事業者等	1 / 2
⑧蓄電・蓄熱等の活用による再生可能エネルギー自家消費推進事業	オフグリッド型の離島以外の地域において、蓄エネルギー設備、EMS、電気自動車充電設備の導入を行う事業	地方公共団体 非営利法人 民間事業者等	1 / 2

※1) 【再生可能エネルギー発電設備】

太陽光(10kW以上)、風力(10kW(単機1kW)以上)、バイオマス(依存率60%以上)、水力(10kW(単機1kW)以上1,000kW以下)、地熱(温泉熱)、蓄電池

※2) 【再生可能エネルギー熱利用設備】

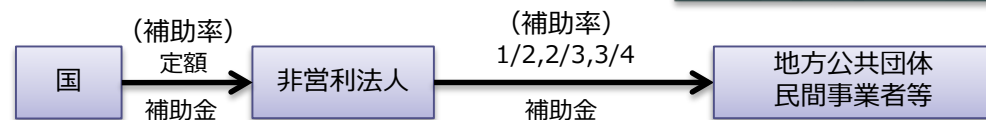
太陽熱(10㎡以上)、地熱(温泉熱)、地中熱、バイオマス(依存率60%以上)、温度差(0.10GJ/h以上)、雪氷熱、バイオマス燃料製造(依存率60%以上)



背景・目的

- 近年の豪雨・台風、地震等を踏まえ、地域の避難施設等では、災害時のエネルギー供給の確保が喫緊の課題となっている。
- 第5次環境基本計画（平成30年4月閣議決定）では、「地域ごとに自立した分散型エネルギーとして、コジェネレーション、燃料電池等と組み合わせながら再生可能エネルギーを最大限導入すること（中略）で、災害が生じた際にも必要なエネルギーを迅速に供給することができることから、国土強靱化と低炭素化、資源循環で統合的な取組を推進する。」とされているところ。
- 本年9月の北海道胆振東部地震では、体育館等の避難施設に予め設置された太陽光発電設備と蓄電池から電力が供給され、避難住民の生活支援、復旧に向けた早期の活動開始に寄与。
- このため、平時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に、災害時の避難施設等へのエネルギー供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備等を整備する緊急対策を実施する。

事業スキーム



事業目的・概要等

事業概要

地域防災計画又は地方公共団体との協定により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設又は民間施設に、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能となり、災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備等を導入する事業を支援。

- ① 公共施設（避難施設、防災拠点等）に防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備及びコジェネレーションシステム並びにそれらの附帯設備（蓄電池、自営線等）等を導入する事業
- ② 民間施設（避難施設、物資供給拠点等）に防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、蓄電池等を導入する事業

期待される効果



自立・分散型エネルギーとして活用し、災害時でも避難施設等で照明・空調等を利用可能に（防災）

平時

平時の施設の運営に伴う温室効果ガス排出を抑制（CO2削減）

イメージ



災害時にも活用できる再エネ設備等



公共施設 (避難施設、防災拠点等)



民間施設 (避難施設、物資供給拠点等)

